

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 4. 7

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

国外不在者申告人名簿は区・市・郡の長が作成します

- ◎ 在外選挙人名簿は中央選挙管理委員会が、国外不在者申告人名簿は住民登録地または国内居所申告地の区長・市長・郡守が作成します。前号では在外選挙人名簿の作成手続きを案内しましたが、今号では国外不在者申告人名簿の作成手続きを案内します。

大韓民国内に住民登録がされていたり、国内居所申告をした在外国民が選挙日前 150 日から選挙日前 60 日まで公館に『国外不在者申告書』を提出(郵便申告も可能)すれば、公館の長は申告書が正しく記載されたのか、旅券写本を付け加えたのか確認した後、申告書の内容により公館不在者申告人名簿を作成して、国外不在者申告書とともに外交通商部長官を経由して、中央選挙管理委員会へ送付します。

中央選挙管理委員会は公館不在者申告人名簿を国外不在者申告書とともに住民登録地または、国内居所申告地の区長・市長・郡守(以下“区・市・郡の長”とする)に送付して、区・市・郡の長は選挙日前 49 日から、選挙日前 40 日まで 10 日間、中央選挙管理委員会が送付した国外不在者申告書と該当区・市・郡の長が直接受け付けた、国外不在者申告書により『国外不在者申告人名簿』に載せることができず、外国で投票することもできません。

※大韓民国内に居住する人は国外不在者申告書を自分の住民登録地や国内居所申告地の区・市・郡の長に提出すること(郵便提出も可能)

《国外不在者申告人名簿の作成手続き》



